

(一財)長崎県剣道連盟

広報誌 第39号

剣道だより (KENDO Nagasaki)



「龍天に登りし池の底曝す」……比田誠子……春分(しゅんぶん) >

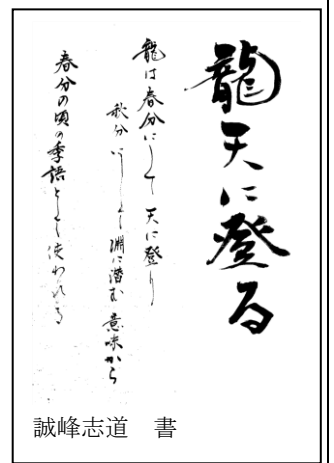
「龍天に登る」は、想像上の動物が天に春分のころに登って雲を起こして雨を降らせるといことです。古代の中国の縁起の良いできごとで季語になりました。

庭の山茶花の花が落ち、ハクモクレンが純白の花を咲かせています。いよいよ、春の到来です。佐世保の春を呼ぶといわれる「愛宕市」も2月末に終わり、いよいよ桜満開の季節となります。春分にはお彼岸のお供え物として、「ぼたもち」を食べる習慣があります。小豆には邪気を払うという意味がありますので、ご先祖様へのお供え物として定着したようです。春分が「ぼたもち」、秋分は「おはぎ」と呼び方は違いますが、実はどちらも同じ食べ物なのです。「牡丹餅(ぼたもち)」春に咲く花「牡丹(ぼたん)」が由来とされています。「御萩(おはぎ)」秋に咲く花が由来とされています。

春分の日とは、昼と夜がほぼ同じ長さになることです。今年は3月20日(水)として祝日になっています。

お彼岸は仏教言葉ですが、日本独特の行事です。春分の日と秋分の日を中日として前後3日間を含めて合計7日間をお彼岸といいます。仏教では「中道」という思想が重んじられており、どちらにも偏らない中立の立場であることを「中道」といいます。

宗教は違っても御先祖様を大切にしたい気持ちは持ち続けたいものです。



「令和6年度基本方針及び事業の重点事項」について (一財)長崎県剣道連盟 理事長 藤原昌史

3月10日(日)三菱記念会館において、午前中に本県剣道連盟令和5年度第2回理事会及び午後第2回評議員会が開催されました。「令和6年度の本県剣道連盟の基本方針及び事業の重点事項」について紹介いたします。

本連盟は、わが国の伝統文化に培われた剣道、居合道及び杖道の伝承と発展を図るとともに、その普及を進め、心身の錬磨による人間形成と剣道の社会への還元を通じ、社会の健全な発展に貢献することを目指し、以下の基本方針並びに重点事項に基づき、令和6年度の事業を推進し、県剣道界の代表としての責務を果たすように努力する。

第1. 基本方針

1. 「剣道の理念」に基づき、高い水準の剣道人の育成に心がけ、各層への剣道の普及を図るとともに、生涯剣道を目指し活力ある剣道界の実現を図る。
2. 各種事業の適正な運営、適切な経理処理に努め、財政の健全化を図る。
3. 審査の適正化、審判技術の向上を進め、講習の充実、徹底により質的向上を図る。
4. 所属加盟団体の協力の下、生涯剣道を目指して高齢者層とともに青少年層・女性層を含め、広く剣道愛好者への普及活動を図る。
5. 幼少年剣道人口減少傾向を阻止し、女子の剣道人口増加を図るため女子剣道委員会の活動を支援し、全剣道講習会への派遣援助等を行い女子指導者の育成を図る。
6. 剣道等を通じて外国人との交流を深め、国際親善を図る。
7. 専門委員会の更なる充実強化を図る。
8. 中学校武道必修化に伴う剣道授業の実態を把握し、その充実・発展の為に授業協力者の養成等をはじめ所要の支援を行うとともに、中学校部活動の地域移行を円滑に進めるために地域指導者と中学校の連携を援助を行い、剣道に携わる中学生の育成を図る。
9. 反倫理的行為である身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為、身体的及び精神的なセクシュアル・ハラスメント等の根絶に努め、健全化を図る。
10. 剣道等における重大事故を防止するため、各行事参加者の体調確認、会場等の環境整備、医師(看護師)の配置及び AED を常備する等の事前確認を徹底する。
11. 役員改選時の規定を整備し正常な運営を図る。
12. 若い人材を確保するために現役大学生等に対して就職活動セミナーを開催したり、県内企業へも働きかけを行う。



第2. 事業の重点事項

1. 主・共催の諸大会を充実させるため、その運営内容の改善を進める。
2. 若手・中堅剣士の錬成と社会人並びに学校指導者の育成を図る。
 - (1) 指導法・日本剣道形・審判法等の指導能力、審判技術向上のため、各種講習会並びに研修会の実施及び中央講習会への派遣を行う。
 - ア 指導力向上のため、特に幼少年指導者に対する講習会及び研修会の充実を図る。
 - イ 「木刀による剣道基本技稽古法」等により、初歩的段階から基本的な技を正しく習得させるための講習会を充実させる。
 - ウ 日本剣道形をさらに明確に理解できるよう講習会を通じて普及に努める。
 - エ 各種大会における剣道審判技術の向上を図るため、講習会の充実に努める。
(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の徹底を図る。)
 - (2) 本連盟の合同稽古会を実施し、実技向上並びに剣道愛好者の親睦を図る。
 - (3) 加盟団体の開催する講習会に要請があれば講師を派遣する。
 - (4) 小・中・高校・一般を含めた特別強化練習会を継続実施する。
 - (5) 三道(剣道・居合道・杖道)の交流を図り、それぞれの技術向上を図る。
3. 称号・段級位審査制度の適正な運用を図る。
称号・段級位審査規則、称号・段級位審査細則並びに審査実施要領に基づく審査の適切・公正な実施と審査業務及び審査会の合理的運営を図る。(審査会場の運営・管理を適切に行うための諸方策を講じる)
4. 関係団体との連携強化に努める。
 - (1) 全剣連との連携の緊密化を図り、指導及び協力を求める。
 - (2) スポーツ団体との連携の強化を図る。
 - (3) 報道機関との連携を密にし、報道媒体を通じて普及を図るとともに、「本連盟ホームページ」の充実を図り、会員相互の意志の疎通及び一般人への剣道の理解と関心を深める。

◎ 大会(主催事業) (定款第4条1項)

1	国民スポーツ大会県予選会	諫早市	4月21日(日)	諫早ふれあい広場体育館
	第74回西日本各県対抗県予選会			
2	第54回長崎県居合道段別選手権大会	佐世保市	5月19日(日)	長崎県立武道館
3	長崎県中学校クラブチーム予選会	諫早市	5月26日(日)	森山武道館
4	第71回全日本剣道選手権大会県予選	諫早市	6月23日(日)	森山スポーツ交流館
	第62回全日本女子剣道選手権大会県予選			
5	第10回長崎県杖道大会	諫早市	9月29日(日)	長田文武館
6	第71回県下剣道大会	諫早市	10月27日(日)	森山スポーツ交流館
7	第26回県下剣道祭	長崎市	12月15日(日)	長崎三菱重工総合体育館
8	第47回長崎県下女子剣道大会	諫早市	令和7年	小野体育館
			1月26日(日)	
9	第72回全日本都道府県対抗剣道大会長崎県予選	諫早市	2月11日(火・祝)	諫早中央体育館(サブ)
	第16回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選			

◎ 大会(共催事業) (定款第4条1項)

1	長崎県下高等学校剣道選手権大会	諫早市	4月20日(日)	小野体育館
2	長崎県高等学校総合体育大会剣道競技	長崎市	6月1日(土)	長与町体育館
			～3日(月)	
3	長崎県中学校総合体育大会剣道競技	長崎市	7月21日(日)	長崎市市民体育館
4	令和6年度長崎県民スポーツ大会	佐世保市	11月10日(日)	県立武道館
4	長崎県高等学校新人戦体育大会剣道競技	未定	11月16日(土)	中地区予定
			～17日(日)	
6	長崎県中学校総合体育大会剣道新人戦	長崎市	12月8日(日)	長崎県立総合体育館
7	全国高等学校剣道選抜大会長崎県予選	佐世保市	令和7年	佐世保地区予定
			1月19日(日)	

報告(1)・・・令和6年、7年度 審査員講習会

令和6年2月24日(土)大村中央公民館及びシーハット大村において標記講習会が開催されました。

講習会は剣道教士八段 片山倉則先生より審査員としての心構え、松尾耕次先生より審査規則及び細則についての講話がありました。午後からは剣道、居合道、杖道に分かれ、審査における要点及び変更点などについて講話及び実技指導がありました。

剣道、居合道、杖道の受審者全員が終日、真剣な眼差しで取り組みました。講師の先生方より詳しい説明があり、受講者にとって有意義な講習会でした。

<受講者>

講師・他 6名 剣道 114名 居合道 9名 杖道 8名 (計 137名)



読み物(1)・・・「昭和の剣聖：重岡 昇範士」・・・「剣道修行の心構え」 (現代剣道百家箴より)

私が武専（大日本武徳会武道専門学校）を卒業して、昭和12年に大阪府警に奉職した当時の主任師範は、故志賀矩範士でした。昭和24年鹿児島で病没されるまで、私の壮年時代は専ら先生に師事し、先生の言行は、私の剣道や処世の上で終生の心の支えになっています。先生の思い出の一端を、私なりにまとめてみたいと思います。先生は、人格高潔、頭脳明晰、雄弁で古武士の風格を備えた「さむらい」でありました。当時、私は30才代で警察学校、武徳会など日に3回以上の稽古を続けた時代でした。その上、夜には頻繁に先生の宅を伺い剣道の話を書きました。稽古に熱中する程訪問の度合はふえ、稽古にゆるみが出ると疎遠になりがちで、そんな時は先生の方から催促されたものでした。現今では、練習時間は大同小異ですが、先生の宅を訪問して個別に話をきく機会が少ないと思います。努めて剣道の話を書き機会を作り、或いは、読書により見聞をひろめたいものです。相撲の三原則も、見る、聞く、取るだといいますが、先生は、人を見る眼にすぐれ、稽古に於いても見取り稽古で相手の癖や、起りを見ぬき「あそこは打って見せる」と断言して一本だけは、必ず打って見せられました。



※「初太刀の一本は許すな」

どんな大先生でも、どんな下位の者でも立上りは五分の気分で全力をつくして初太刀の一本に生命をかけることであります。

※「出はなを打つこと」

常に相手の起りを打つ気持で稽古することです。先にかかり備え十分に可能であります。不動心に徹し、常の心で四戒（「驚・懼・疑・惑」のこと）に捉われないことが条件です。

※「すきを打つのが剣道だ、力が等しければ先に打った方が負ける。」

心技の備わった構えにはすきはありません。心技のくずれがすきです。そこに理が生まれ技理一致の技が出るのです。無理は破綻の因（「もと」か？）で心に焦りを生じ、無理な技を出せば、すきが生じます。力が五分の場合は、先に技を出した方が、起りを打たれて負ける理です。** 現代剣道百家箴